

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更（五件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部交通企画課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………二
- ……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等（二件）……………（環境局総務部環境政策課）…二
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………（同）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………三
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………（同）…四
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…五
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収及び支出委託……………（建設局公園緑地部公園課）…七
- ……………（同）…七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…七

告示

●東京都告示第七百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

第五・五・十 追加する部分
号練馬城址公園 練馬区向山三丁目地内
削除する部分

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画公園

園

第五・六・二 追加する部分
十号祖師谷公園 世田谷区上祖師谷二丁目及び上祖師谷四丁目各地上

削除する部分

世田谷区上祖師谷三丁目及び上祖師谷四丁目各地上

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

第七・五・十 追加する部分
五号石神井公園 練馬区石神井町五丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画都市高速鉄道

第七号線
追加する部分
分岐線

港区高輪三丁目、高輪四丁目、白金台一丁目、白金台二丁目、白金台三丁目、白金台四丁目及び白金二丁目各地内

二 関係図書の縦覧
場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画都市高速鉄道

第八号線
追加する部分

本線

江東区豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目及び豊洲五丁目各地内

削除する部分

江東区豊洲五丁目地内

第八号線
分岐線

追加する部分

江東区豊洲四丁目、豊洲五丁目、枝川一丁目、枝川二丁目、枝川三丁目、塩浜二丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、千石二丁目、千田、扇橋二丁目、猿江二丁目及び住吉二丁目各地内

二 関係図書の縦覧
場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百三十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号
リービル株式会社

(二) 代表者氏名
代表取締役 櫻井 哲人

(三) 主たる事務
所の新宿区新宿六丁目二十九番八号

(四) 免許証番号
東京都知事(2)第九八六一四号

(五) 免許年月日
令和二年十二月十一日

二 処分年月日
令和六年六月七日

三 処分内容
免許の取消し

四 適用条項
宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第七百三十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

(二) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業

鉄道の建設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、品川駅付近の港区高輪四丁目から、都市高速鉄道第七号線（東京メトロ南北線）として、現在供用されている白金高輪駅付近の港区白金二丁目までの延

長約二・八キロメートル（内、トンネル建設区間約二・五キロメートル）の区間に都市高速鉄道を建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

（一） 期間

令和六年六月十七日から同年七月一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二） 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三） 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況並びに対象事業における行為及び要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目		評価の結論	
騒音・振動	(1) 工事の施行中 ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の敷地境界上における予測結果は、建設機械を敷地境界に近接して配置した場合（敷地境界から 2.5m）では 71 ～84dB、建設機械を道路中央付近に配置した場合（敷地境界から 10m）では 68～82dB であり、評価の指標である「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく規制基準又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年都条例第 215 号）（以下、「環境確保条例」という。）に基づく勧告基準（85dB 又は 80dB）と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。	
	イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の敷地境界上における予測地点における予測結果は、建設機械を敷地境界に近接して配置した場合（敷地境界から 2.5m）では 55 ～70dB、建設機械を道路中央付近に配置した場合（敷地境界から 10m）では 45～61dB であり、評価の指標である「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく規制基準又は「環境確保条例」に基づく勧告基準（75dB 又は 70dB）と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。		
土壌汚染	(2) 工事の完了後 ア 列車の走行に伴う鉄道振動	列車の走行に伴う鉄道振動の敷地境界上又はトンネル直上の予測地点における予測結果は、32～41dB であり、評価の指標である「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年 3 月環大特 32 号）」の勧告基準（70dB）を下回っており、評価の指標を満足する。	
		工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条及び「環境確保条例」（平成 12 年都条例第 215 号）第 117 条に基づく手続及び調査を行う。その結果、土壌汚染が確認された場合には、「東京都土壌汚染対策指針」（平成 31 年東京都告示第 394 号）等に基づき、適切な措置を講じる。 以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。	

表 1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
予測・評価項目	
(1) 工事の施行中 ア 品川駅*	地下水の流れは、台地側から品川駅*付近の低地側に向かって流動しているものと推定される。不圧地下水の流れを踏まえると、品川駅*付近の開削トンネルとは交差するが、帯水層となっている東京層群雑質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos2) は、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向に広く分布していることから、品川駅*の開削工事範囲を回り込んで台地側から海側へ流動すると推定される。 また、品川駅*の東側の地下水水位は、近傍の海洋の潮位の変化の影響も受けていると想定される。 このため、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 工事の施行に当たっては、遮水性の高い土留め杭等を採用し、地下水の湧出を抑制することや、地下水位低下工法を用いないことから、地下水の水位に与える影響は小さく、地盤への影響も小さい。また、地盤の掘削状況に応じて切梁、腹起し等の支保工を設置するため、水平方向の地盤変形を抑える。 なお、品川駅*と同様に遮水型の地下水対策を実施し、地質等が類似する南北線目黒駅の地下鉄工事において、工事の施行中に地下水への影響は確認されていない。 工事の施行中は、地下水位・地盤変位等の計測、モニタリングを実施し、工事の影響を常に把握しながら、適切な施工管理を行う。 そのため、品川駅*における開削工事による地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。また、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。

地盤

イ シールドトンネル区間

シールドトンネルは、国道 1 号～白金換気室にかけて難透水層である上総層群粘性土・シルト層 (Kac) を通過することから、帯水層中の地下水に影響を及ぼさないと考えられる。
品川駅*～国道 1 号にかけてシールドトンネルが位置する帯水層となっている東京層群雑質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos2) は、事業区間の周辺の南北方向、東西方向に広域に分布しているものと考えられる。
既往地質調査からも、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向、品川駅*の東側に分布していることが確認できる。
また、帯水層中の地下水位は、概ね地形に沿って西側の台地側が高く、東側の品川駅*付近の低地に向けて低くなっていることから、地下水の流れは不圧地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅*付近の低地側に流動しているものと推定される。
さらに、品川駅*付近のシールドトンネルは地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅*付近の低地側に向かって位置している。
このため、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。
また、シールド工法は、シールドマシンにより地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立て、剛性及び遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法であることから、地盤変形及び地下水の水位に与える影響は小さい。
そのため、シールド工事による地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。また、周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。

(注) ※駅名は仮称である。

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
ウ 白金換気室	開削トンネルが位置する帯水層の東京層群雑質土層（Tog）及び砂質土層（Tos1）は、事業区間の周辺に広域に分布しており、地下水は広く流動していると推測される。また、新たに設置する構造物は、既設構造物に隣接して設置するものであり、新たに帯水層を改変する範囲は局所的であることから、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 工事の施行に当たっては、遮水性の高い土留め杭等及び掘削底面における遮水のための地盤改良等の補助工法を採用し、地下水の湧出を抑制することや、地下水位低下工法を用いないことから、地下水位に与える影響は小さく、地盤への影響も小さい。また、地盤の掘削状況に応じて切梁、腹起し等の支保工を設置するため、水平方向の地盤変形を抑える。 工事の施行中は、地下水位・地盤変位等の計測、モニタリングを実施し、工事の影響を常に把握しながら、適切な施工管理を行う。 そのため、白金換気室における開削工事による地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。また、周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。
地盤	以上のことから、評価の指標である「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。
	(2) 工事の完了後 ア 品川駅※ 地下水の流れは、台地側から品川駅※付近の低地側に向かって流動しているものと推定される。不圧地下水の流れを踏まえると、品川駅※付近の開削トンネルとは交差するが、帯水層となっている東京層群雑質土層（Tog）及び砂質土層（Tos2）は、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向に広く分布していることから、品川駅※の開削工事範囲を回り込んで台地側から海側へ流動すると推定される。 また、品川駅※の東側の地下水位は、近傍の海洋の潮位の変化の影響も受けていると想定される。 このため、新設構造物による地下水への影響は小さいと考えられる。 さらに、開削トンネルを遮水性の高いコンクリート等で構築することにより、トンネル内への地下水の湧出が抑制されるため、地下水の水位に与える影響は小さい。 なお、品川駅※と同様に遮水性の高いコンクリート等で構築し、地質等が類似する南北線目黒駅の地下鉄工事において、工事の完了後に地下水への影響は確認されていない。 そのため、品川駅※における開削トンネルによる周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。

地盤

(2) 工事の完了後

ア 品川駅*

地下水の流れは、台地側から品川駅*付近の低地側に向かって流動しているものと推定される。不圧地下水の流れを踏まえると、品川駅*付近の開削トンネルとは交差するが、帯水層となっている東京層群雑質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos2) は、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向に広く分布していることから、品川駅*の開削工事範囲を回り込んで台地側から海側へ流動すると推定される。
また、品川駅*の東側の地下水位は、近傍の海洋の潮位の変化の影響も受けていると想定される。
このため、新設構造物による地下水への影響は小さいと考えられる。
さらに、開削トンネルを遮水性の高いコンクリート等で構築することにより、トンネル内への地下水の湧出が抑制されるため、地下水の水位に与える影響は小さい。
なお、品川駅*と同様に遮水性の高いコンクリート等で構築し、地質等が類似する南北線目黒駅の地下鉄工事において、工事の完了後に地下水への影響は確認されていない。
そのため、品川駅*における開削トンネルによる周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。

(注) ※駅名は仮称である。

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
地盤	イ シールドトンネル区間 シールドトンネルは、国道 1 号～白金換気室にかけて難透水層である上総層群粘土・シルト層 (Kac) を通過することから、帯水層中の地下水に影響を及ぼさないと考えられる。 品川駅*～国道 1 号にかけてシールドトンネルが位置する帯水層となっている東京層群礫質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos2) は、事業区間の周辺の南北方向、東西方向に広域に分布しているものと考えられる。 既往地質調査からも、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向、品川駅*の東側に分布していることが確認できる。 また、帯水層中の地下水位は、概ね地形に沿って西側の台地側が高く、東側の品川駅*付近の低地に向けて低くなっていくことから、地下水の流れは不圧地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅*付近の低地側に流動しているものと推定される。 さらに、品川駅*付近のシールドトンネルは地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅*付近の低地側に向かって位置している。 このため、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 また、シールドトンネルは遮水性の高いトンネル構造物であるため、トンネル内への地下水湧出がほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さい。 そのため、シールドトンネルによる周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。
	ウ 白金換気室 開削トンネルが位置する帯水層の東京層群礫質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos1) は、事業区間の周辺に広域に分布しており、地下水は広く流動していると推測される。また、新たに設置する構造物は、既設構造物に隣接して設置するものであり、新たに帯水層を改変する範囲は局所的であることから、新設構造物による地下水への影響は小さいと考えられる。 さらに、開削トンネルを遮水性の高いコンクリート等で構築することにより、トンネル内への地下水の湧出が抑制されるため、地下水の水位に与える影響は小さい。 そのため、白金換気室における開削トンネルによる地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。また、周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。

注) ※駅名は仮称である。

表 1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水循環	(1) 工事の施行中 ア 品川駅* 地下水の流れは、台地側から品川駅*付近の低地側に向かって流動しているものと推定される。不圧地下水の流れを踏まえ、品川駅*付近の開削トンネルとは交差するが、帯水層となっている東京層群礫質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos2) は、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向に広く分布していることから、品川駅*の開削工事範囲を回り込んで台地側から海側へ流動すると推定される。 また、品川駅*の東側の地下水位は、近傍の海洋の潮位の変化の影響も受けていると想定される。 このため、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 工事の施行に当たっては、遮水性の高い土留め杭等を採用し、地下水の湧出を抑制することや、地下水位低下工法を用いないことから、地下水の水位に与える影響は小さい。 なお、品川駅*と同様に遮水型の地下水対策を実施し、地質等が類似する南北線目黒駅の地下鉄工事において、工事の施行中に地下水への影響は確認されていない。 工事の施行中は、地下水位・地盤変位等の計測、モニタリングを実施し、工事の影響を常に把握しながら、適切な施工管理を行う。 そのため、品川駅*における開削工事による周辺の地下水の水位及び流況に与える影響はほとんど発生しないと予測する。
	イ シールドトンネル区間 シールドトンネルは、国道 1 号～白金換気室にかけて難透水層である上総層群粘土・シルト層 (Kac) を通過することから、帯水層中の地下水に影響を及ぼさないと考えられる。 品川駅*～国道 1 号にかけてシールドトンネルが位置する帯水層となっている東京層群礫質土層 (Tog) 及び砂質土層 (Tos2) は、事業区間の周辺の南北方向、東西方向に広域に分布しているものと考えられる。 既往地質調査からも、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向、品川駅*の東側に分布していることが確認できる。 また、帯水層中の地下水位は、概ね地形に沿って西側の台地側が高く、東側の品川駅*付近の低地に向けて低くなっていくことから、地下水の流れは不圧地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅*付近の低地側に流動しているものと推定される。 さらに、品川駅*付近のシールドトンネルは地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅*付近の低地側に向かって位置している。 このため、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 また、シールド工法は、シールドマシンにより地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立て、剛性及び遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法であることから、地下水の水位に与える影響は小さい。 そのため、シールド工事による周辺の地下水の水位及び流況に与える影響はほとんど発生しないと予測する。

注) ※駅名は仮称である。

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水循環	ウ 白金換気室 開削トンネルが位置する帯水層の東京層群礫質土層 (Tos1) 及び砂質土層 (Tos2) は、事業区間の周辺に広域に分布しており、地下水は広く流動していると推測される。また、新たに設置する構造物は、既設構造物に隣接して設置するものであり、新たに帯水層を改変する範囲は局所的であることから、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 工事の施行に当たっては、遮水性の高い土留め杭等及び掘削底面における遮水のための地盤改良等の補助工法を採用し、地下水の湧出を抑制することや、地下水位低下工法を用いないことから、地下水位に与える影響は小さい。 工事の施行中は、地下水位・地盤変位等の計測、モニタリングを実施し、工事の影響を常に把握しながら、適切な施工管理を行う。 そのため、白金換気室における開削工事による周辺の地下水の水位及び流況に与える影響はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。 (2) 工事の完了後 ア 品川駅※ 地下水の流れは、台地側から品川駅※付近の低地側に向かって流動しているものと推定される。不圧地下水の流れを踏まえると、品川駅※付近の開削トンネルとは交差するが、帯水層となっている東京層群礫質土層 (Tos1) 及び砂質土層 (Tos2) は、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向に広く分布していることから、品川駅※の開削工事範囲を回り込んで台地側から海側へ流動すると推定される。 また、品川駅※の東側の地下水位は、近傍の海洋の潮位の変化の影響も受けていると想定される。 このため、新設構造物による地下水への影響は小さいと考えられる。 さらに、開削トンネルを遮水性の高いコンクリート等で構築することにより、トンネル内への地下水の湧出が抑制されるため、地下水の水位に与える影響は小さい。 なお、品川駅※と同様に遮水性の高いコンクリート等で構築し、地質等が類似する南北線目黒駅の地下鉄工事において、工事の完了後に地下水への影響は確認されていない。 そのため、品川駅※における開削トンネルによる周辺の地下水の水位及び流況に与える影響はほとんど発生しないと予測する。

(注) ※駅名は仮称である。

表 1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水循環	イ シールドトンネル区間 シールドトンネルは、国道 1 号～白金換気室にかけて、不透水層である上総層群粘性土・シルト層 (Kac) を通過することから、帯水層中の地下水に影響を及ぼさないと考えられる。 品川駅※～国道 1 号にかけてシールドトンネルが位置する帯水層となっている東京層群礫質土層 (Tos1) 及び砂質土層 (Tos2) は、事業区間の周辺の南北方向、東西方向に広域に分布しているものと考えられる。 既往地質調査からも、泉岳寺駅付近から北品川駅付近の南北方向、品川駅※の東側に分布していることが確認できる。 また、帯水層中の地下水位は、概ね地形に沿って西側の台地側が高く、東側の品川駅※付近の低地に向けて低くなっていくことから、地下水の流れは不圧地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅※付近の低地側に流動しているものと推定される。 さらに、品川駅※付近のシールドトンネルは地下水の流れの主な方向と同様に、台地側から品川駅※付近の低地側に向かって位置している。 このため、工事による地下水への影響は小さいと考えられる。 また、シールドトンネルは遮水性の高いトンネル構造物であるため、トンネル内への地下水湧出がほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さい。 そのため、シールドトンネルによる周辺の地下水の水位及び流況に与える影響はほとんど発生しないと予測する。 ウ 白金換気室 開削トンネルが位置する帯水層の東京層群礫質土層 (Tos1) 及び砂質土層 (Tos2) は、事業区間の周辺に広域に分布しており、地下水は広く流動していると推測される。また、新たに設置する構造物は、既設構造物に隣接して設置するものであり、新たに帯水層を改変する範囲は局所的であることから、新設構造物による地下水への影響は小さいと考えられる。 さらに、開削トンネルを遮水性の高いコンクリート等で構築することにより、トンネル内への地下水の湧出が抑制されるため、地下水の水位に与える影響は小さい。 そのため、白金換気室における開削トンネルによる周辺の地下水の水位及び流況に与える影響はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。

(注) ※駅名は仮称である。

表 1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論	
予測・評価項目	
史跡・文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地（高輪南町遺跡）を直接改変することはないが、その地下をシールド工法により掘進する場合には、港区教育委員会と協議し、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年都条例第 25 号）及び「港区埋蔵文化財取扱要綱」（平成 14 年港教文第 240 号）等に基づき、必要な届出を行う等適切な措置を講じる。 国道 15 号や目黒通りにおける開削トンネルの掘削に当たっては、引き続き、高輪築堤跡に関わる品川駅*周辺の埋蔵文化財の最新情報を収集し、調査状況などの把握に努めながら、あらかじめ事前調査の有無や方法等について港区教育委員会と早期に十分な協議を行い、必要な調査等を実施する。新たな埋蔵文化財が確認された場合には、保存方法等について港区教育委員会と協議の上、「文化財保護法」等の法令に基づき、適切な措置を講じる。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の文化財に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足する。
廃棄物	既存建造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、鉄骨・鉄筋等及び建設発生土については、再資源化率等の予測を 99%、建設泥土については再資源化率の予測を 98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 4 年 4 月 東京都）に定める東京都関連工事の達成基準値を達成する。 建設混合廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の達成基準値を達成するよう発生抑制に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。 また、再資源化等が困難な建設廃棄物及び建設発生土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。 以上のことから、評価の指標である『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例」、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める事業者の責務』を満足する。

注）※駅名は仮称である。

●東京都告示第七百三十二号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、都市高速鉄道第八号線豊洲～住吉間建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

(二) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都市高速鉄道第八号線豊洲～住吉間建設事業

鉄道の建設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、都市高速鉄道第八号線（東京メトロ有楽町線）として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約五・二キロメートル（内、トンネル建設区間約四・八キロメートル、豊洲駅改良区間約〇・二キロメートル）の

区間に都市高速鉄道を建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和六年六月十七日から同年七月一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況並びに対象事業における行為及び要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音・振動	(1) 工事の施行中 ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械を敷地境界に近接して配置した場合（敷地境界から2.5m）では71～84dB、建設機械を道路中央付近に配置した場合（敷地境界から10m）では68～82dBであり、評価の指標である「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づく規制基準又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年都条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）に基づく勧告基準（85dB又は80dB）と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。
	イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の敷地境界上の予測地点における予測結果は、建設機械を敷地境界に近接して配置した場合（敷地境界から2.5m）では55～70dB、建設機械を道路中央付近に配置した場合（敷地境界から10m）では45～61dBであり、評価の指標である「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく規制基準又は「環境確保条例」に基づく勧告基準（75dB又は70dB）と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。
土壌汚染	(2) 工事の完了後 ア 列車の走行に伴う鉄道振動 列車の走行に伴う鉄道振動の敷地境界上の予測地点における予測結果は、44dB～50dBであり、評価の指標である「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月 環大特32号）の勧告基準（70dB）を下回っており、評価の指標を満足する。
	本事業の開削工事により土地の改変を行う範囲の一部の土地において、現時点では、事業用地未取得のため、これ以上の確認をすることは難しい状況にあることから、土壌汚染のおそれが否定できない。 そのため、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）第4条及び「環境確保条例」第117条に基づく手続及び調査を行う。その結果、土壌汚染が確認された場合には、同法第12条、第16条及び「東京都土壌汚染対策指針」に基づく手続を行い、拡散防止対策を実施する。 以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
	(1) 工事の施行中 ア 掘削トンネル区間 掘削対象の地層のうち帯水層に分布する不圧地下水は、近傍の河川や水路に向けて流動、湧出していると推定される。そのため、工事中も工事区間の周囲を迂回して近傍の河川や水路に向けて流動、湧出すると考えられることから、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、有楽町層粘性土層 Yue の下位に分布する帯水層の被圧地下水は、帯水層の上面まで地下連続壁の支持杭を設ける可能性があるものの、地下水は杭の周囲を迂回して流動すると推定されることから、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 施工方法としては、掘削側面に遮水性の高い土留め杭を設置し、掘削底面も必要に応じて止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画である。よって、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、地盤の掘削状況に応じて、切梁・腹起し等の支保工を設置し、水平方向の地盤変形を抑えるため、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。 さらに、工事の施行中に地下水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工管理を行う計画である。 そのため、地下水の水位及び流況への影響の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。
地盤	イ シールドトンネル区間 トンネル区間のほとんどが難透水性の地層を通過するため、地下水の流動はほとんどないと考えられ、トンネル構造物による地下水流動阻害は発生しないと予測する。住吉駅付近では、帯水層の上部を掘進するが、地下水はトンネル構造物の下部を迂回して流動すると推定されるため、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、剛性及び遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していくことから、地盤の変形及び地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 さらに、工事の施行中に地下水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工管理を行う計画である。 そのため、地下水の水位及び流況への影響の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
	(2) 工事の完了後 ア 掘削トンネル区間 地下構造物の存在する地層のうち帯水層に分布する不圧地下水は、地下構造物の周囲を迂回して近傍の河川や水路に向けて流動、湧出していると推定される。また、その下層の被圧地下水については、帯水層の上面まで地下連続壁の支持杭を設ける可能性があるものの、地下水は杭の周囲を迂回して流動すると推定される。よって、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、トンネル内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 そのため、地下水の水位及び流況に与える影響の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。
地盤	イ シールドトンネル区間 トンネル区間のほとんどが難透水性の地層を通過するため、地下水の流動はほとんどないと考えられ、トンネル構造物による地下水流動阻害は発生しないと予測する。住吉駅付近では、帯水層の上部に重なるが、地下水はトンネル構造物の下部を迂回して流動すると推定されるため、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、トンネル構造物は遮水構造となるため、トンネル内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 そのため、地下水の水位及び流況に与える影響の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
(1) 工事の施行中 ア 掘削トンネル区間	掘削対象の地層のうち帯水層に分布する不圧地下水は、近傍の河川や水路に向けて流動、湧出していると推定される。そのため、工事中も工事区間の周囲を迂回して近傍の河川や水路に向けて流動、湧出すると考えられることから、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、有楽町層粘性土層 Yuc の下位に分布する帯水層の被圧地下水は、帯水層の上面まで地下連続壁の支持杭を設ける可能性があるものの、地下水は杭の周囲を迂回して流動すると推定されることから、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 施工方法としては、掘削側面に遮水性の高い土留め杭を設置し、掘削底面も必要に応じて止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画である。よって、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工管理を行う計画である。 以上のことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。
水循環	
イ シールドトンネル区間	トンネル区間のほとんどが不透水性の地層を通過するため、地下水の流動はほとんどないと考えられ、トンネル構造物による地下水流動阻害は発生しないと予測する。住吉駅付近では、帯水層の上部を掘進するが、地下水はトンネル構造物の下部を迂回して流動すると推定されるため、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していくことから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 さらに、工事の施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工管理を行う計画である。 以上のことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
(2) 工事の完了後 ア 掘削トンネル区間	地下構造物の存在する地層のうち帯水層に分布する不圧地下水は、地下構造物の周囲を迂回して近傍の河川や水路に向けて流動、湧出していると推定される。また、その下層の被圧地下水については、帯水層の上面まで地下連続壁の支持杭を設ける可能性のあるものの、地下水は杭の周囲を迂回して流動すると推定される。よって、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、トンネル内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。
水循環	
イ シールドトンネル区間	トンネル区間のほとんどが不透水性の地層を通過するため、地下水の流動はほとんどないと考えられ、トンネル構造物による地下水流動阻害は発生しないと予測する。住吉駅付近では、帯水層の上部に重なるが、地下水はトンネル構造物の下部を迂回して流動すると推定されるため、地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測する。 また、トンネル構造物は遮水構造となるため、トンネル内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。
史跡・文化財	事業の実施により、周知の区登録の文化財を直接改変する可能性があることから、掘削工事等で埋蔵文化財が発見される可能性があるため、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。 また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切に対応する。 以上のことから、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足する。

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
廃棄物	既存建造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、鉄骨・鉄筋等及び建設発生土については、再資源化率等の予測を99%、建設泥土については再資源化率の予測を98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」（令和4年4月 東京都）に定める東京都関連工事の達成基準値を達成する。 建設混合廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の達成基準値を達成するよう発生抑制に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。 また、再資源化等が困難な建設廃棄物及び建設発生土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。 以上ことから、評価の指標である『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「江東区清掃リサイクル条例」、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める事業者の責務』を満足する。

●東京都告示第七百三十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、都営狛江団地建替事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都営狛江団地建替事業

住宅団地の設置

三 対象事業の内容の概略

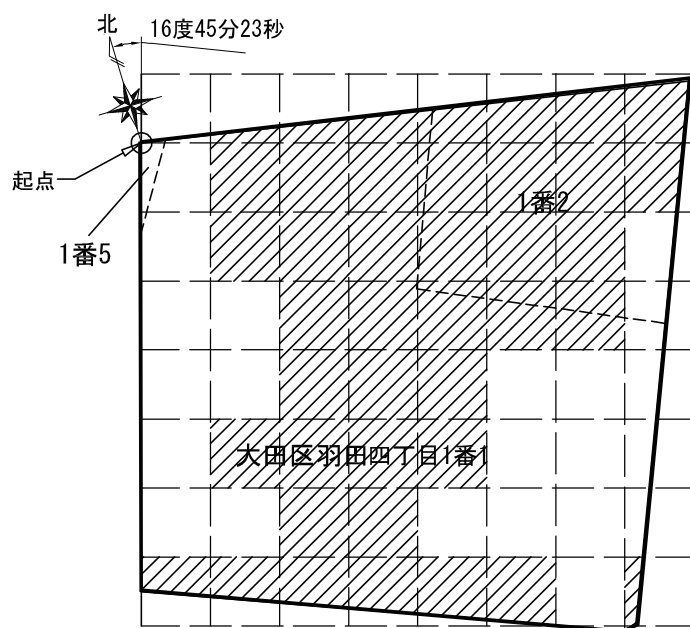
対象事業は、都営狛江団地（四から五階建て）の既存住宅を除却した用地に、新たに五から八階建ての中高層住宅に建替え、併せて計画戸数の約二十五パーセントの自動車駐車場の設置などの居住環境の整備を行うものである。

四 周知地域の範囲

狛江市 和泉本町一丁目、和泉本町二丁目、和泉本町三丁目、和泉本町四丁目、中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目、中和泉五丁目、西野川一丁目、西野川二丁目、西野川三丁目、

西野川四丁目及び西和泉一丁目の区域 調布市 国領町四丁目、国領町七丁目、国領町八丁目、菊野台二丁目、菊野台三丁目及び染地三丁目の区域 五 調査、予測及び評価の項目 事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。 六 調査計画書の縦覧 (一) 期間 令和六年六月十七日から同月二十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 (二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで (三) 場所 ア 狛江市環境部環境政策課 狛江市和泉本町一丁目一番五号 イ 調布市環境部環境政策課 調布市小島町二丁目三十五番地一 ウ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階 エ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階 七 都民の意見書の提出 (一) 提出方法	持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。） (二) 記載事項 ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地） イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見 (三) 期限 令和六年七月八日 (四) 提出先 ア 持参又は郵送 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 イ 電子申請サービス 入力先は、東京都環境局ホームページに掲載するホームページアドレス https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/ ●東京都告示第七百三十四号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
	第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 令和六年六月十七日 東京都知事 小 池 百合子 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田四丁目地内） 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- — 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大田区羽田四丁目1番5の最北端とする。

【格子の回転角度（16度45分23秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

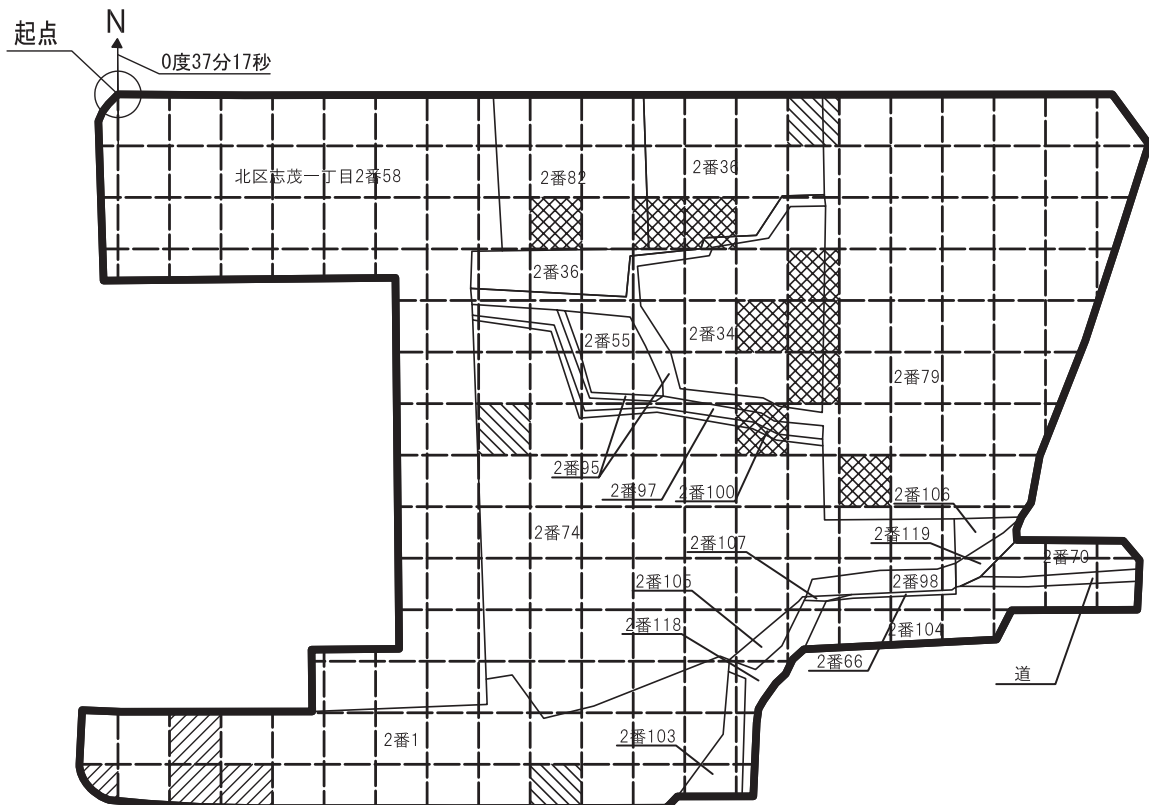
令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区志茂二丁
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化
合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第133号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第1172号により指定した区域)

【起点】

起点は、北区志茂一丁目2番58の最北端とする。

【格子の回転角度 0度37分17秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第七百三十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千八百三十号、令和四年東京都告示第千六百六十七号、同年東京都告示第千五百八十五号、令和六年東京都告示第五十号及び同年東京都告示第百九十三号により指定した区域の一部並びに令和五年東京都告示第八百六十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

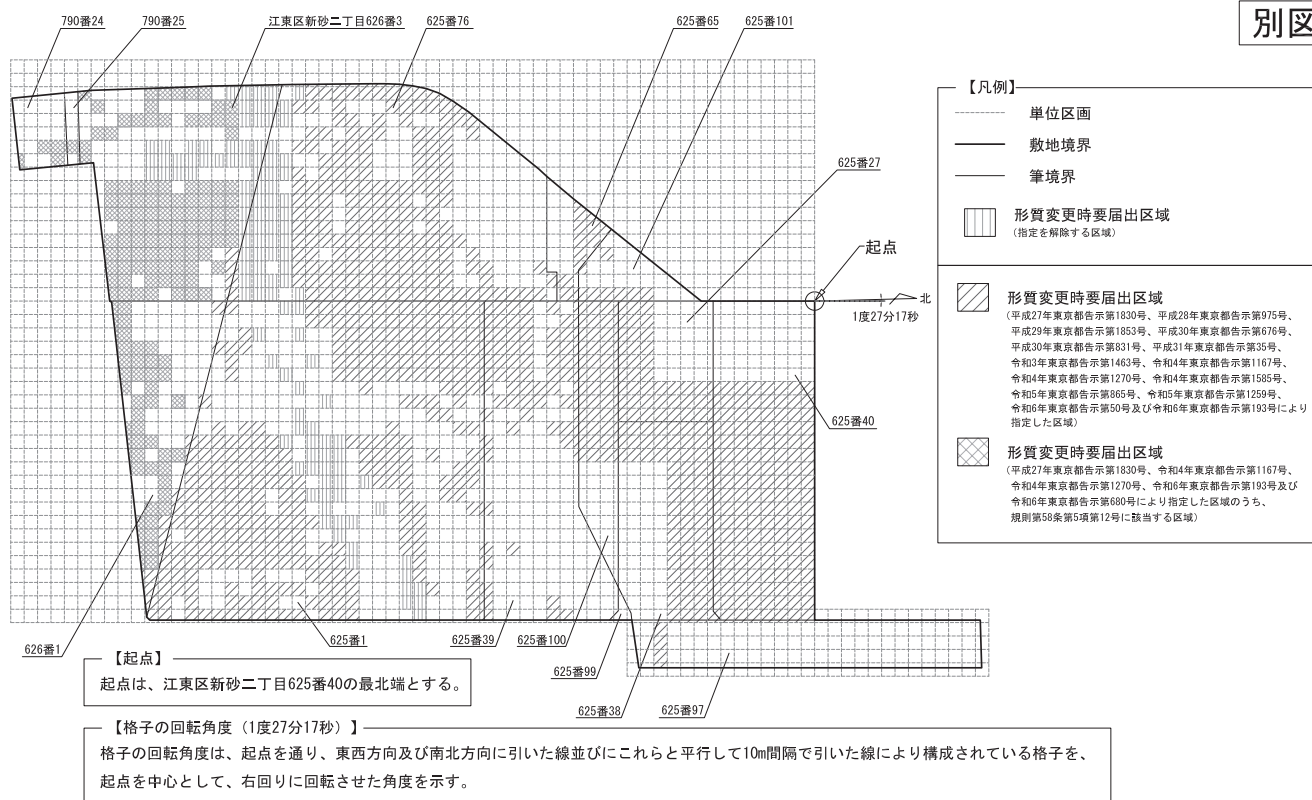
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 世田谷三鷹

二 変更の区間 三鷹市北野三丁目三百二十三番一地先から同市北野一丁目三百七十四番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

都道世田谷三鷹線区域変更略図

三鷹市北野三丁目～北野一丁目

高速自動車国道・一般国道

都道

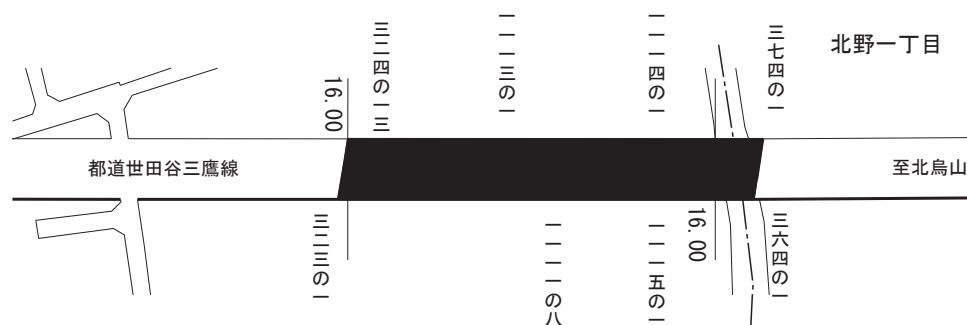
市道

編入区域

延長 一・二・六一メートル
面積 一、七六〇・六九平方メートル

計
画
線

三 鷹 市
北野三丁目



●東京都告示第七百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三
条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務
取扱者に委託したので告示する。

令和六年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又
は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七
号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係
る使用料（予納金を含む。）のうち高井戸公園のテニス
コートに係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和六年六月十五日

四 委託日

令和六年六月十五日

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和六年六月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

調布市深大寺南町四丁目三十
五番二、同番二地先、同番三、
同番六及び同番九から同番十
一まで
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051